

ロシア知的財産ニュースレター

2021 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。

第 1 章

出来事

10 月

知的財産保護と模倣品対策に関するロシア・フランス作業部会の第 15 回会合が行われた

経済、金融、産業及び貿易問題に関するロシア・フランス評議会 (CEFIC) 内に設置された知的財産保護と模倣品対策に関するロシア・フランス作業部会 (以下、「作業部会」) の第 15 回会合が 2021 年 10 月 19 日にハイブリッド方式で行われた。

Rospatent の Viktoria Galkovskaya 次長とフランス産業財産庁 (INPI) の Pascal Faure 長官が会合の共同議長を務めた。ロシア側では、連邦執行当局及び関係官庁、特にロシア外務省、ロシア経済開発省、ロシア連邦税関庁、ロシア連邦反独占庁、ロシア連邦検察庁、Rosпотребнадзор (ロシア連邦消費者権利保護及び福祉監督庁)、及び知的財産裁判所をそれぞれ代表する人々が会合に出席した。

両国関係者は会合の期間中、知的財産保護をめぐる現在の問題とロシア及びフランスの法改正に関して協議し、COVID-19 対策に関連する発明の登録とそうした発明との関連性の高い出願の審査を加速するためにそれぞれの国が講じた措置に関する情報を共有した。

審査業務の質を引き上げるため、出願審査中におけるデジタル技術の利用に特に注意が向けられた。また、両国関係者は、商品の原産地名称及び地理的表示の国際的保護に関

するリスボン協定のジュネーブ改正協定へのロシアの加盟に関しても協議した。

作業部会の会合を行う傍で、二つの二国間文書が署名された。ロシア国立司法大学 (RGUP) とフランス国立司法学院 (ENM) との協力協定、並びにロシア国立知的財産アカデミー (RSAIP) とフランス国際産業財産権研究センター (CEIPI) との人材育成協力協定である。

ロシア側は、議論に資するため、会期間に複数の具体的な問題につき概説した。両国関係者は、ロシアとフランスの両国が関心を持つ問題につき、専門家レベルでの対話を継続することで合意した

知的財産分野におけるロシアとフランスの法律の発展及び署名された二国間協力文書の実施に関する情報、並びに国家技術移転協会 (ロシア連邦) とパリ・サクレ技術移転促進組合 (フランス) との協力協定の文言を確定するための情報の継続的な交換が合意された。

ロシア、中国、モンゴルが知的財産分野における新たな展開に関して協議した

第 9 回ロシア・中国・モンゴル知的財産セミナーが 2021 年 10 月 20 日にビデオ会議により行われた。本年のセミナーのテーマは「知的財産制度と商標審査実務の最新動向」であった。

セミナーの冒頭、中国国家知識産権局の申長雨局長、Rospatent の Grigory Ivliev 局長及び

モンゴル知的所有権庁の Enkhsukh Battumur 長官が講演を行った。

セミナーの開催中、各関係者は、国内法をめぐる最近の変化、商標審査をめぐる新たな動向、及び関連する統計情報に関する詳細な情報を交換した。

さらに、Rospatent の代表が、広域登録制度の発展に関して強調し、ユーラシア経済連合における識別手段登録制度の創設に向けた手順に関して概説し、ユーラシア特許条約の意匠保護に関する議定書により確立された広域制度を立上げた点を指摘した。

次回セミナーは、モンゴル知的所有権庁を議長とし、2022 年に行う予定である。

- [排他権の侵害に対する賠償額が法定の最低限度額を下回る額に減額された場合には、被告の訴訟費用を権利者に負担させることはできない \(2021 年 10 月 28 日の憲法裁判所決議第 46-P 号\)](#)

憲法裁判所が商事訴訟法第 110 条（第 1 部）の合憲性を審査した。同条は、請求が一部認容された場合に認容された請求額に比例して訴訟費用を訴訟当事者に負担させると規定する。

合憲性が審査されることになったのは、商事裁判所の有利な決定により自己に帰属する商標に係る排他権の侵害に対する賠償を獲得した権利者の請求があったからであった。商事裁判所が事件を審理した結果、（権利者はそもそも賠償額の最低額しか請求していなかったものの、その）賠償額をさらに減額すべきだと判断したため、原告の訴訟費用が一部原告負担に戻された。さらに、被告に発生した訴訟費用のその該当分が原告負担分から回収された結果、被告に裁定された額が原告の受け取る賠償額を上回ってしまった。

原告は、商事裁判所の示した規範が違憲であると判断した。なぜなら、被告を排他権の侵害者であると認定したにもかかわらず、被告の訴訟費用を権利者に負担させることを裁判所に許すものだからである。

憲法裁判所は、排他権の侵害に対する権利者の回復請求額が法定の最低賠償額であるような場合に裁判所による賠償額の減額を請求の一部認容として扱うことはできないとの結論に達した。このような判決が採用された事実は、実際には、侵害の事実が証明されたことと、請求が違法（過大）だからではなく、正義と妥当性の原則を尊重する必要性から賠償額が減額されたことを示すものである。

その点において、商事裁判所の示した規範が、当該事情のもとで、排他権を侵害した者に発生した訴訟費用を権利者から回復することを認めるものではないため、憲法の条文と矛盾するものではないと認識された。

背景

サンクトペテルブルクのアニメーション・スタジオ Melnitsa が、子供向けの Poches (Barboskiny) 組立キットを販売した Tambov の企業に対し、商標に係る排他権の侵害を主張し、商事裁判所に提訴した（事件第 A64-9693/2017 号）。争いは、組み立てキットに同スタジオの商標を違法に使用したことから生じた。スタジオは、8 件の侵害のそれぞれにつき、1 万ルーブルに相当する最低賠償額を支払うよう侵害者に求める旨の請求を行った。しかしながら、商事裁判所は、事件の事実を考慮し、賠償金総額を 2 万ルーブルに減額した。

次に、商事訴訟法第 110 条（第 1 部）に従い、被告に発生したおよそ 4 万ルーブルの訴訟費用を原告から回復することを認める被告に有利な裁定を下した。同事件において、自己の有する排他権の侵害を理由とするスタジオの請求の全部ではなく、その一部しか認

容されなかったと商事裁判所が判断したためである。権利者は、この方法論が裁判所による保護を受ける自己の権利を侵害し、実際にはこの権利を行使したことにより自己を罰するものであると判断した。

裁判所の見解

裁判所による保護を受ける権利の行使は、原告の請求権の効果的な行使を保証するものでなければならず、司法へのアクセスそれ自体を妨げるものではあってはならない。したがって、当事者に発生した訴訟費用の償還問題は、訴訟手続の結果として請求項の全部認容であるのか、一部認容であるのか、さもなければそのいずれかの否認であるのか、を考慮に入れた上で解決するべきである。

憲法裁判所はかつて、知的財産権保護のため、例外的な状況のもとでは、裁判所が、権利者の権利侵害に対する賠償額を法定の最低限度額を下回る額に減額できると判示した。法執行実務段階におけるこのような減額は、権利者による請求の一部認容であると見ることができ、その結果、被告（侵害者）は、自己に発生した訴訟費用を権利者から比例的に回復できる。

しかしながら、権利者の有する排他権の侵害に対する賠償額の最低限度額からの減額は、権利者による請求の不当さ（過大）を理由とするものではないため、これを請求の一部認容として扱ってはならない。その結果、そのような状況のもとでは、請求の審理中に侵害者に発生した訴訟費用につき、その権利者からの償還を命ずることは容認されない。本件における商事裁判所の決定は再審理されるべきである。

Rospatent と中国国家知識産権局が地理的表示保護に関する専門家会合を開催した

地理的表示保護に関する Rospatent と中国国家知識産権局（CNIPA）との専門家会合が 2021 年 10 月 22 日、ビデオ会議により行われた。FIPS（連邦産業財産権機関）の商品の

原産地名及び地理的表示登録出願審査部の Aleksey Sychev 部長と、FIPS の商品の原産地名及び地理的表示登録出願審査部の知的財産主任国家専門家である Irina Samokhvalova 氏が会合に出席した。

両国関係者は、この分野の国内法及び規則に関する情報を共有し、地理的表示と商品の原産地名をめぐるとの両国の差異に関して協議した。

地理的表示及び商品の原産地名を保護するロシアと中国の法令の特性、また同様に地理的名称を含む商標の登録問題が会合中に議論された。

Rospatent と CNIPA は、地理的表示分野の法律の策定に関係する交流と情報交換を継続することで合意した。

ロシア政府が、商品の原産地名及び地理的表示の国際的保護に関するリスボン制度に加盟することを決めた

政府は 2021 年 10 月 28 日、（2015 年 5 月 20 日にスイス、ジュネーブで行われた外交会議で採択された）[商品の原産地名及び地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定の批准に関する法案（第 9769-8 号）](#) を下院に上程した。

法案は、ジュネーブ改正協定の批准に関する法律がその公布から 1 年後に施行されると規定する。批准書を WIPO 事務局長に送付されるのに要する期間と、改正協定の定める加盟当事国における協定の施行手続を考慮すると、ロシアがジュネーブ改正協定に 2023 年春に加盟するというのが最も現実的な予想である。

11 月

政府が「特許所有者による同意のない発明の使用に対する補償額の決定方法」（2021 年 11 月 17 日の政令第 1767 号）を承認した

この決定方法は、政府が特許所有者による同意なく発明を使用することを決めた場合に特許所有者に支払われる補償額を決定する手続と、その補償金を支払う手続を定めたものである。

補償額は、特許所有者による同意なく発明を使用する権利を行使した者が、製造するためにその発明を使用した物品の製造及び販売から実際に得た収入の 0.5% である。物品の製造に複数の発明が使用される場合、政府が使用することを決めた発明の権利者が所有する特許件数に比例する割合で前記補償額を分配するべきである。

補償額は、特許所有者による同意なく発明を使用するという政府の決定の有効期間中、年額の形で決定される。

該当する商品を製造するために特許所有者による同意なく発明を使用する権利を行使する者は、商品の販売による実収入が得られた暦年の末日から 30 日以内に、支払に必要な資金を取消不能確認済信用状の形で銀行口座に振込み、特許所有者にその旨通告するか、補償金を支払う条件を明記する補償金支払契約書案を特許所有者に送付することができる。

Rospatent と中国国家知識産権局の局長が二国間会合を開催した

Rospatent の Grigory Ivliev 局長と中国国家知識産権局 (CNIPA) の申長雨局長との会合が 2021 年 11 月 26 日、ビデオ会議により行われた。

両国関係者は会合中、協力を強化し、ロシアと中国の知的財産制度を発展させるための現在の取組みに関する情報を交換するための意欲を強調し、また、二国間及び多国間協力に関係する重要な問題に関しても協議した。

Rospatent と CNIPA の局長は、特に世界知的所有権機関 (WIPO) において共通する立場

を取っていくことについて協力を継続することに合意し、ロシアー中国ーモンゴル及び BRICS としての協力関係強化に留意した。

Grigory Ivliev 局長と申長雨局長は、二国間会合の中で 2018 年に署名された知的財産分野におけるデータ交換に関する部門間覚書の期間延長を発表した。

両国関係者は、地理的表示保護と、商標保護とロシア及び中国企業の防衛に関するガイドラインの策定とに、引き続き取り組むことで合意した。

12 月

Grigory Ivliev 局長とフランスのコニャック及びシャンパン生産者との会合が行われた

在ロシア・フランス大使館が関与し、Rospatent の Grigory Ivliev 局長と、フランスのワイン製品協会である Bureau National Interprofessionnel du Cognac (BNIC) 及び Le Comité Interprofessionnel du vin de Champagne (CIVC) を代表する人々との会合が 2021 年 12 月 1 日に行われた。

両国関係者は会合中に地理的表示及び商品の原産地名称分野における法律の策定に関して協議した。Grigory Ivliev 局長は、商品の原産地名称及び地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定へのロシアの加盟手続の進捗状況に関する情報を提供した。

フランス側は、この分野の法律を改善するためのロシア側の取組みを高く評価し、自国製品の品質を高め、独自のブランドを形成するロシア・メーカーの意欲の高さを指摘した。

在ロシア・フランス大使館の代表は、リスボン制度へのロシア連邦の加盟が全加盟国にとって画期的な出来事である点を強調した。

両国関係者は、地理的表示及び商品の原産地名分野をめぐって協力し、この分野の共同活動を実施する意欲を表明した。

Rospatent と韓国特許庁が商標分野における協力に関する覚書に署名した

Rospatent の Grigory Ivliev 局長と韓国特許庁のキム・ヨンレ庁長との会合が 2021 年 12 月 6 日、ビデオ会議により行われた。

両国関係者は、COVID-19 対策技術に関連する出願の審査、庁の業務への人工知能の導入、並びに人工知能技術及び 3D モデルを含む出願の審査、また同様に共同調査プログラムの下での協力などの協力課題に関して協議した。

Grigory Ivliev 局長は、韓国特許庁との効果的な対話による成果を指摘した。こうした対話により、特に出願審査中における調査のアウトソーシング及び特許可能性予備評価に関する韓国特許庁の経験を活用することが可能になった。

商標と地理的表示保護に関係するひとまとまりの問題が別個に取り上げられた。両局長は、ロシアと大韓民国におけるユーザーによる商標登録出願件数の増加に鑑みこのテーマが特に重要である点を強調した。

会合の主な成果は、商標分野における協力に関する覚書に署名したことであった。この覚書は、識別手段の保護とこの分野における意識啓発に関する情報、経験、及びベストプラクティスを交換することを目的とする。

また、両国関係者は、共同調査パイロット・プログラムに関する覚書にも署名した。それに従い、両庁の専門家が、このプログラムの枠内において、発明の特許出願に関する予備的な情報調査を共同で行うことができる。これにより、調査の質と信頼性が向上するだけでなく、請求項に係る解決方法が特許基準を満たしているかの評価について判断を下すのに要する時間が短縮される。

両国関係者は、幅広い問題に関する詳細な議論と経験の交換を目的とする専門家協議を行うとともに、ロシアで行われる国際経済フォーラムの一つにおいて長官会合を手配することで合意した。

ロシアとモンゴルが知的財産分野で協力することで合意した

クレムリンのウェブサイトによれば、モンゴルの Ukhnaagiin Khürelsükh 大統領が、二国間関係樹立 100 周年を記念して 2021 年 12 月 16 日から 17 日までモスクワを訪問した。

「訪問は、両国の外交関係樹立 100 周年に行われる。現在、両国が数年前に署名した [友好関係と包括的戦略的パートナーシップに関する] 条約が両国関係の基盤となっている。さらに、パンデミックの発生にもかかわらず、経済、政治的紐帯、軍事協力、世界的な舞台における協力などほぼ全ての分野において両国関係が進展している」とロシアの Vladimir Putin 大統領は述べた。

とりわけ連邦知的所有権行政局とモンゴル知的所有権庁との覚書を含む二国間文書のパッケージが訪問中に署名された。文書に署名したのは、Rospatent の Grigory Ivliev 局長とモンゴルの Batmunkh Battsetseg 外務大臣である。

この文書は、Rospatent とモンゴル知的所有権庁とが交流するための基本原則を定めることを目的とし、各庁のデジタル・アジェンダ（出願の電子提出、デジタル技術、人工知能など）に関連するベストプラクティスの交換を含む主要協力分野を設定するものである。

特許弁護士法の改正

特許弁護士に関する連邦法の改正に関する連邦法第 416-FZ 号が 2021 年 12 月 21 日に大統領により署名され、公布された。

法律として採択された法案は、連邦評議員 Ilyas Umakhanov、Lilia Gumerova 及び Dmitry Vasilenko により起草された。

同法により特許弁護士法の大半の規定が改正された。改正により、

- 特許弁護士の活動が明確に定義され、
- 特許弁護士の活動形態が明記され、
- 特許弁護士の候補者に関する実務経験要件が変更された。つまり、実務経験に代わるオプションとして特許弁護士候補者の修習制度が導入され、修習を受けた特許弁護士候補者の場合、要求される実務経験期間を2年に短縮することが可能になった。
- 特許弁護士の義務が明記され、その権利が拡大された。改正規定は、特に特許弁護士が依頼者の依頼に応えるために必要な情報を国家当局、地方当局、及び組織に要求する権利を定め、特許弁護士の請求に対応する公的機関その他の組織の義務を規定する。
- 特許弁護士・依頼者間秘匿特権の概念が導入された。これにより、依頼者から受け取った情報を第三者に移転又は開示するよう特許弁護士又は特許弁護士の使用者に要求することができなくなった。
- 利益相反、すなわち特許弁護士が依頼者の依頼を受ける資格を備えないケースがより詳細に規定された。
- 担当特許弁護士概念、すなわち知的財産の登録された主題の国家登録簿に記載されるべき者、また必要に応じて、知的財産の該当する主題に関する手続に関して国家当局から通告を受けることのできる者に関する情報が導入された。該当する依頼期間を終え、その特許弁護士への委任が終了した場合でも、国家当局から要求された担当特許弁護士は、その旨を出願人又は権利者に通告しなければならない。

同法は、その公布から1年後、つまり2022年12月22日に施行される。

政府は、特許所有者 Gilead Sciences の同意なくレムデシビルを1年間製造することを Pharmasintez に承認する命令を2021年12月28日に発出した。

同命令は「国民の生命及び健康の保護に関連する極度の緊急性により」採択された。

政府は、1年前にも Pharmasintez とレムデシビルに関する類似の初めての命令を発出している。この承認は2021年12月31日に失効することが予定されていた。同命令は、強制実施権に関する民法第1360条が適用される初めてのケースであった。Gilead は政府の決定を最高裁判所に提訴しようとしたが、棄却された。

また、最初の命令には、特許所有者に補償金を支払う必要性が表明されていたものの、政府がその計算手続をようやく承認したのは2021年10月のことであった。ジェネリック医薬品メーカーである Pharmasintez は、総売上高の0.5%を特許所有者に配分しなければならない。

Gilead Sciences は、レムデシビルの製造に係る強制実施権の問題に関する政府の最初の命令を提訴しようとした。同社は最高裁判所に提訴したが、請求が棄却された。

第二の命令（2021年12月28日の第3915-r号）において、政府は再度、Gilead グループの企業の保有する特許発明を使用するレムデシビルの製造を Pharmasintez に承認した。これにより、Pharmasintez は、特許権所有者の、最初の命令で定めた六つではなく、七つの特許を使用できるようになる。

保健省は、命令に従い、特許所有者による同意のない発明の使用に関して2022年1月31日までに通告しなければならない。産業貿易省は、政府が決定した方法に従い、ロシア企

業による補償金の支払を管理しなければならない。

原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン制度へのロシアの加盟に関する法律が採択された

大統領は 2021 年 12 月 30 日、[商品の原産地名称及び地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定へのロシア連邦の加盟に関する連邦法（第 450-FZ 号）](#) に署名し、これを公布した。

リスボン協定のジュネーブ改正協定は 2015 年 5 月 20 日にスイス、ジュネーブで行われた外交会議で採択され、2020 年 2 月 26 日に発効した。2021 年末の時点で、9 か国（アルバニア、ハンガリー、カンボジア、朝鮮民主主義人民共和国、ラオス、オマーン、サモア、フランス、スイス）と政府間組織としての欧州連合がジュネーブ改正協定の加盟国となっており、同協定は 2022 年 2 月 3 日からガーナでも発効した。

ロシアがリスボン制度に参加することにより、外国の原産地名称及び地理的表示をロシア国内で保護すること、及びロシアの原産地名称及び地理的表示をジュネーブ改正協定加盟国で保護することがかなり容易になる。

ジュネーブ改正協定に加盟することにより、国内登録簿に存在するロシアの原産地名称と地理的表示とを国際登録簿に登録することが可能になり、それによりジュネーブ改正協定の加盟国において保護を受けることができる。

リスボン制度によれば、原産国における保護が有効である限り、原産地名称及び地理的表示の国際登録を恒久的に維持できる。登録を更新するために追加手数料を支払う必要はない。

リスボン制度に参加することにより、ロシアは、ロシアの加盟時に既に国際登録簿に存在するものを含む協定加盟国の原産地名称及

び地理的表示に対し協定に定める保護を与える必要がある。しかしながら、Rospatent は、ロシアにおいて保護が請求される全ての原産地名称及び地理的表示につき、その審査を行い、例えば問題の標示がロシア国内において既に特定製品の名称になっているとみなされた場合、又は先に抵触する（混同のおそれを生ずる程度に類似する）商標がロシア国内に存在する場合にはそのような保護の付与を拒絶できる。

ロシアはジュネーブ改正協定に加盟する際に採択された法律に従ってリスボン協定の仕組みを実施するための手続に関する複数の声明を発表する。

- まず、ロシア国内において国際登録に与えられる法的保護は、Rospatent がそのような保護を付与することを決めた日から付与される。

- 第二に、ロシアにおける保護が請求されている国際登録の場合、いわゆる個別手数料を支払わなければならない。これは審査手数料と、保護される地理的表示又は商品の原産地名称の使用権を付与するための手数料である。

第三に、Rospatent が国際登録への保護を拒絶する場合には 2 年以内にこれを行わなくてはならず、その旨を WIPO に通告しなければならない。

第四に、国際登録につきロシアにおける保護を求める場合、その地理的出所に関連する商品の特徴の明細書を提出すべきである。

ロシアのジュネーブ改正協定への加盟に関する法律は、同法が公布から 1 年後に施行されると規定する。加盟文書を WIPO 事務局長に送付するのに要する期間と、改正協定の定める加盟当事国における協定の施行手続を考慮すれば、ロシアがジュネーブ改正協定に 2023 年春に加盟するというのが最も現実的な予想である。この間、民法第 4 法典に必要な改正が行われ、Rospatent がジュネーブ改

正協定に従ってその業務を行うために必要な関係規則が採択される。

2022 年

1 月

政府が、商標権所有者の範囲を拡大することを提案し、知的財産を担保として融資する銀行への追加的保証を定める

政府は 2022 年 1 月 31 日、ロシア連邦民法第 4 法典の（商標権所有者の範囲の拡大に関する）改正に関する [連邦法案第 63528-8 号](#)（以下、「法案」と記す）を下院に上程した。

現在は、民法第 1478 条に従い、法人又は個人事業主のみが商標に対する排他権を所有できる。したがって、個人事業主の資格を備えない個人の商標を登録する機会が奪われている。

法案は、この制限を取り除き、自営業者を含む他の法人及び個人でも商標権を取得できるよう確保することを提案している。

さらに、法案は、登録されたコンピュータ・プログラム又はデータベースに係る排他権への担保権設定につき、その強制的な国家登録を規定する。政府の見解によれば、そのような登録は、知的財産を担保にして融資する債権者（主に銀行）にとっての追加的な保証となる。未登録のプログラムやデータベースへの担保権の設定は登録できない。

法案は、改正が法案の公布から 1 年後に施行されると規定する。

2 月

Rospatent の新局長が任命された

2022 年 2 月 17 日の政令により、それまで Rospatent の次長を務めていた Yury Zubov 氏が Rospatent の局長に任命された。
<https://rospatent.gov.ru/ru/news/rukovoditelem-rospatenta-naznachen-yuriy-zubov-18022022>

ユーラシア特許庁（EAPO）の長官が交替した

Grigory Ivliev（Rospatent 前局長）がユーラシア特許庁の長官に就任した。2016 年からその地位にあった Saule Tlevlesova 氏が退任した。ユーラシア特許庁長官の交替は、2021 年 8 月 9 日から 10 日まで行われた EAPO 管理評議会の会合中に行われた通常選挙の結果に基づいたものである。

Rospatent の 2021 年年度報告書

Rospatent の 2021 年の活動に関する報告書が公表された。

Rospatent の 2021 年度統計

| | |
|---|---------|
| 発明、実用新案、意匠の法的保護 | |
| 登録済出願件数 | 48,870 |
| 審査された出願件数 | 50,700 |
| 出願の平均的な審査期間（月数）： | |
| - 発明 | 3.62 |
| - 実用新案 | 1.31 |
| - 意匠 | 4.11 |
| 特許法の主題の出願審査の結果を受けた決定に関する異議申立、審判請求及び法律に基づく保護の無効の審理 | |
| 審理した異議申立の件数 | 515 |
| 平均的な審理期間（月数） | 4.3 |
| 商標及びサービスマークの法的保護 | |
| 登録済出願件数 | 107,030 |

| | |
|---|--------|
| 審査された出願件数 | 99,622 |
| 出願の平均的な審査期間（月数） | 3.82 |
| 異議申立、並びに識別手段の出願審査結果を受けた決定、無効、又は識別手段の法律に基づく保護の早期終了に関する申立ての審理 | |
| 審理した異議申立の件数 | 1831 |
| 平均的な審理期間（月数） | 3.1 |

| | | | |
|-------------------|-------|-------|------|
| - ロシアの出願人に | 15012 | 66733 | 3363 |
| - 以下を含む外国の出願人へのもの | 8650 | 222 | 2546 |
| -- 日本からの出願人へのもの | 920 | 2 | 160 |

* ロシア連邦を指定国とする国際登録

特許：

| | 発明： | 実用 新案： | 意匠： |
|--------------------|----------------|---------------|---------------|
| 提出された出願 (以下を含む) | 30977 | 9079 | 6682+1044* |
| - ロシアの出願人による | 19569 | 8873 | 4252 |
| - 以下を含む外国の出願人によるもの | 11408 | 206 | 2430 |
| -- 日本からのもの | 1063 | - | 132 |
| 審査した出願 | 33695 | 8960 | 6639+1406* |
| 付与決定 | 22962 (68%) | 6860 (77%) | 5990 (74%) |
| 発行済特許 (以下を含む) | 23662 | 6955 | 5909 |

商標：

| | |
|------------------------|--------|
| 提出された出願 (以下を含む) | 107030 |
| - ロシアの出願人による | 78988 |
| - 外国の出願人による (以下を含む) | 28042 |
| -- 日本からのもの | 885 |
| -- 以下を含むマドリッド制度によるもの | 17865 |
| --- 日本からのもの | 623 |
| 登録済商標 (以下を含む) | 70860 |
| - ロシアの所有者に | 47268 |
| - 外国の所有者に（以下を含む） | 23592 |
| -- 日本の所有者へのもの | 841 |
| -- 拡大された国際登録を通じて | 15989 |

* 国際登録が考慮されていない

第2章

多方面に関する法律第 46-Φ3 号が採用された。同法 18 条 13 項は知的財産に直接関係する規定である。

第 18 条

2022 年を通し、以下に関し決定を下す権限をロシア連邦政府に付与する。

(中略)

13) 商品に表現される知的活動の成果に係る排他権の保護及び当該商品のラベルに表示される識別手段に関するロシア連邦民法の個々の規定が適用されない商品のリスト(商品区分)。

政府は 3 月 16 日現在、法律で言及する商品のリストを作成していない。

標示の別な言語での使用が、商標の使用として商標権を擁護できないとされた事例。

事件第 СИП-745/2021 号に関する 2022 年 2 月 14 日の知的財産裁判所の最高会議判決第 C01-2307/2021 号。知財裁判所は、前審である第一審裁判所により下された判決を訂正し、商標の不使用を理由とする商標の取消請求を認容した。

これは、商標「ГОРЫНЫЧ」の不使用を理由に企業がその取消請求を行った事件であった。知財裁判所はこの請求に十分な理由があると判断した。また、商品に「GORYNYCH」と標示されたラベルを添付することが商標「ГОРЫНЫЧ」の使用とみなし得るという主張に同意しなかった(「GORYNYCH」はロシア語の「ГОРЫНЫЧ」、すなわちロシア神話における火を吐く竜の音訳である)。

民法では、わずかなものであれば登録商標と商品に実際に使用されている商標との差異を容認している。ただし、次のような厳格な要件が存在する。すなわち、標示の差異によ

り、その特徴が変化してはならないこと。したがって、図形や保護されない要素が追加され、大幅に編集された形式での商標の使用は正しい使用ではない。これは、商標の実体に変更されているためである。

知財裁判所は、ラテン文字での商標の使用では商標の実体が維持されず、法律に従った商標の使用であるとみなすことはできないと結論づけた。

「Jewelmag」と「Mag」とは同一ではない。

裁判所の 2022 年 2 月 4 日の判決、事件第 СИП-958/2021 号。係争中の標示が虚偽であり、商品に関する誤認を生ずるため、裁判所は Rospatent の決定を支持した。ロシア語の「mag」という語は、「お店」の省略形や、「魔術師」を意味する場合がある。裁判所はサービスマーク「Ювелирmag/Yuvelirmag」の登録を拒絶した。この標示は宝石店の商品又は役務を直接指すため、これには識別性がない。原告は、「mag」という語が魔術師、魔法使いを意味し、「お店(ロシア語で mag(azin))」という語の略語形ではないと主張した。裁判所は、「mag」という語が、追加的な説明を加えるまでもなく、一般消費者から「お店」として認識されていると説明した。原告は「mag」という語と他の概念との関係を証明していない。また、これは造語でもない。これに図形的要素を追加しても、標示全体に対する認識は変化しない。

インターネット広告において他の者が所有する商標に言及する行為のみでは侵害には当たらない。

知的財産裁判所は、事件第 A56-384/2021 号に関する判決第 C01-2366/2021 号を 2022 年 2 月 4 日に下した。自己の商標と同一の標示の使用を中止することを被疑企業に命ずるよう原告が反独占機関に求めたにもかかわらず、反独占機関は請求を拒絶した。この反独占機関の決定を支持した前審の決定を上

訴したものの敗訴した。裁判所は、反独占法の違反が生じていないとの見解を示した。

原告は、競合企業が原告の商標と同一のキーワードをインターネット広告に使用したことを理由にその企業が反独占法に違反したと主張した。

裁判所は、キーワードが特定の広告に使用されても、これに識別性がないと説明した。広告に使われたキーワードは実際には技術的な要素でしかなく、商品や広告を掲載した者を識別するものではない。

競合企業が所有する商標と同一のキーワードをその企業の同意なくターゲット広告に使用したことのみでは、商標権の侵害であるとは認められない。他社の商標への言及が商品をめぐる混同を生じない限り、その商標への単なる言及は商標の使用ではない。その広告をクリックすれば権利所有者のサイト又はその者と何らかの関係を有するサイトが表示されると視聴者が信ずる可能性があるような場合には混同が生じ得る。

「デジタル通貨システム」の登録が拒絶された事例

出願人が「デジタル通貨システム」の発明につきその特許出願を行った。発明を特徴付ける独立請求項の特徴から導かれる解決策がいずれも技術的なものではないことを理由に Rospatent は出願を拒絶した。請求項記載の発明のポイントは、紙の紙幣をデジタル通貨ファイルに置き換える点にあった。このシステムは、金融取引に利用するためのものであった。

出願人は、この決定の審判を特許紛争評議会に請求したものの敗訴した。出願人は、審決を覆すよう求めて知的財産裁判所に提訴した。

知財裁判所は事件を検討し、独立請求項に存在する特徴が発明を特徴づけるものである

とは認識できないという審決の判断を支持した。

本件事件では、発明の目的を示す一般的な概念が記述的であるとされた。請求項記載の解決方法により達成される結果は技術的なものではない。通貨システムは、法定通貨の流通を組織化し、規制する方法の一形態である。特許法の観点では、いかなる金融システムも、通貨などの金融商品を管理するための規則と方法（通貨の放出、組織化、規制）を組み合わせたものに他ならない。

発注者によるサイトの構築目的の契約の一時的な解除を裁判所が支持した事例。

発注者は、オンライン・ショッピング・サイトを構築し、自己にその権利を譲渡するよう請負業者に依頼していた。裁判所の 2022 年 1 月 26 日の判決、事件第 A40-245027/2020 号。

請負業者は、サイトに必要なコンテンツを用意し、サイトを維持、宣伝する責任も負っていた。発注者は納品を拒絶し、その対価を支払わなかった。請負業者は発注者を提訴した。裁判所は、請負業者が負担した費用を支払うことを条件として発注者が契約を解除することを認める規定が係争中の契約に存在することを説明した。請負業者は、いずれの当事者にも契約を一時的に解除する権利がない旨の規定が契約に存在すると主張した。裁判所は、契約を解除する権利を発注者から奪うことはできないと述べ、請求を却下した。請負業者は、発注者の意志に反して役務を受け入れるよう発注者に強制することはできない。

裁判所は、その役務が発注者の利益にかなう形で提供されず、契約の目的と一致していなかったため、発注者が役務に対する支払を拒絶したことには十分な理由があると述べた。請負業者は、自己の商業的ニーズを満たし、さらに第三者の商品を販売するために同サイトを利用していた。

請負業者はこの判決を上訴したものの敗訴した。

化粧品に関し「MICONORM」という標示を登録できないと裁判所が判断した事例。

出願人が、3類の商品に関し商標 MICONORM の登録出願を行った。

「Miconorm」がインド企業の生産する医薬品（皮膚用クリーム）の名称であることを理由に出願が特許庁により拒絶された。同製品は皮膚の真菌性病変の予防と治療に利用されている。

インド企業は商標を登録していたものの、その有効期間は満了していた。それでも、その製品はロシア市場に広く存在し、ロシアの消費者にとって周知であった。その上、インド企業はその製品の登録証明書を取得しており、証明書には有効期間の定めがなかった。その商標の登録は消費者に混同を生じさせる。

出願人は、その決定の審判を特許紛争評議会に請求し、評議会は審査官の決定を支持した。

出願人は審決を裁判所に上訴し（事件第 СИП-615/2021 号）、商標を登録する自己の権利を認めるよう請求した。

裁判所は、特許紛争評議会の審決を支持した。

不使用取消訴訟では、類似役務に関する周知ではない商標の使用が考慮されない。2022年2月2日の知的財産裁判所判決第 01-2042/2021 号（事件第 СИП-311/2021 号）。

知的財産裁判所の最高会議は、所有者がその使用に関する十分な証拠を提出していないことを理由に商標の有効性の早期終了を認めた判決を支持した。

ある企業が当初、不使用を理由とする商標の取消を請求し、個人事業主（被告）を提訴した。被告は、自己の管理下にあるライセンスが商標を使用していたと述べた。

35 類の役務に関して係争中の商標第 721149 号は、第三者向けの商品の販売促進に関して登録されていた。被告は、商標が類似の役務、つまり小売販売に関し利用されていると述べた。しかしながら裁判所は、商標の使用を証明するためには、その商標が類似の役務ではなく、まさに登録されている役務に関して利用されていることを証明する必要があると説明した。その商標が多くの人々にとって周知のものではない場合、使用の有無を調べる際に類似役務に関する使用は考慮されない。

排他権に対する同一の侵害に関する新たな記録は再度の侵害責任を生じさせない。事件第 13-20894/2019 号に関する 2022 年 1 月 26 日の知的財産裁判所判決。

事業主（被告）がそのサイトに美術の著作物を違法に掲載したことに対し、著作物の所有者が賠償を請求した。同一の訴訟が先に審理されていたため、裁判所が訴えを却下した。

裁判所は、侵害が継続しており、美術の著作物である写真が一度しかアップロードされていないと判示した。先の訴訟の枠組みの中でも被告の責任が問われていた。現在の事件に関しては、原告が過去の侵害に関する記録に基づいて請求を行った。裁判所は、被告の侵害責任が既に問われているため、同じ活動に関してその責任を問うことはできないと判示した。

原告は、先行する訴訟が商標権の侵害に対する賠償請求にのみ関係するものであるという事実に言及した。裁判所は、原告が先行する訴訟でも美術の著作物の使用に対する賠償も請求している事実を理由に原告の主張を却下した。また原告は、請求理由を変更したと主張し、判決後も侵害行為が継続していると述べた。裁判所は、写真が一度しかアップロードされておらず、したがって原告が請求理由の変更に関して話すべきではなく、むしろ同じ侵害の事実を裏付ける他の証拠を提出すべきであると指摘した。

公共の利益のために他の者の写真を使用した事実が賠償額を減額する助けになった。**2021年12月17日の判決第 A33-29525/2020号**。

権利集中管理団体が情報局を提訴し、10万ルーブルの賠償金を請求した。被告は写真の出所に言及したものの、その著作者名を記載しなかった。一般公開するための写真の掲載は、著作物の許される使用には含まれない。被告は、賠償額の減額を申立てた。裁判所はこれに同意し、賠償額を2万5,000ルーブルに引き下げた。原告はそれを不服としたものの、裁判所はこれを終局的な判決とした。

裁判所は、被告が公開メディアであると判示した。写真の掲載は、一般公衆に有益な重要目標の追求によるものである。写真は、新型コロナウイルス Covid-19 による感染の拡大を示すものであり、侵害は重大ではない。被告は確かに著作者名を記載していないものの、これは、写真を入手した出所に著作者に関する情報が存在しなかったためである。裁判所は、これらの状況を理由に賠償額を引き下げることが可能だと判断した。

裁判所が商標「SHIPR」の違法な登録を認定した。2021年12月10日の事件第 СИП-684/2021号。

裁判所が、Rospatent による商標の登録決定を覆した。審査官が先に商標の登録を拒絶していたものの、特許紛争評議会が登録を認めた。評議会は、ロシアにおける現代の消費者にとって商標所有者の製品がそれほど周知ではない可能性があるとして想定した。同社（原告）によりこの決定の審判請求がなされた。裁判所は、評議会の主張が断定的であり、ファイルに収録された文書の分析に裏付けられていないという点に同意した。

原告は、優先日における商標には識別性がなかったと述べた。「SHIPR」という標示は、オーデコロンを標示するためソ連時代に広く利用されており、その点で周知であった。消費者の大半は、その標示を識別手段としてではなく、むしろ香料製品の名称として認識している。上記標示は、一定の特徴を備えたオーデコロン的一种を指し、特定のメーカーの識別手段であるとは認識されていない。

（取りまとめ：ジェットロ・デュッセルドルフ事務所）

本資料は、特許庁委託事業の一環として、Gorodissky & Partners 法律事務所の協力を得て作成された。

ジェットロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェットロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。